令和７年第１２回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

１　**会議の年月日**　令和７年１２月２３日（火）

２　**招 集 場 所**　市役所北庁舎５階　５０２会議室

３　**出席委員等**　教育長　市岡　良庸　　委　員　小野　聡子
　　委　員　髙田　彩　　委　員　大井　知教

４　**欠 席 委 員**　委　員　星山　純一郎

５　**説明のため出席した事務局職員**

教育部長	中野　裕夫
次長兼教育総務課長	柴田　光起
理事兼学校教育監	石田　隆幸
生涯学習課長	松田　直樹
文化財課長	武田　健市
参事兼教育総務課長補佐	古関　義信

６　**傍　聴　人**　なし

７　**記　録　係**　教育総務課主査　鈴木　浩幸

８　**開会の時刻**　午後５時４５分

９　**議 事 日 程**

日程第１　前回議事録の承認について

日程第２　議事録署名委員の指名について

日程第３　諸般の報告
　事務事業等の報告

日程第４　議　事

(1)臨時代理事務報告第１９号	臨時代理の報告について（指定管理者の指定について（多賀城市社会体育施設等））
(2)臨時代理事務報告第２０号	臨時代理の報告について（指定管理者の指定について（多賀城市文化センター））
(3)臨時代理事務報告第２１号	臨時代理の報告について（令和７年度多賀城市一般会計補選予算（第４号））
(4)臨時代理事務報告第２２号	臨時代理の報告について（令和７年度多賀城市一般会計補選予算（第４号）
(5)議案第３１号	令和７年度多賀城市教育功績者等表彰について

日程第５　その他

教育長

ただ今の出席者は４名であります。定足数に達しておりますので、これより令和７年第１１回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第１　前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和７年第１１回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第２　議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第２１条第３項の規定により、教育長において、小野委員、髙田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第３　諸般の報告について
－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の１ページをお願いします。令和７年第１１回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

１２月８日から２２日まで１５日間の会期で、「令和７年第４回多賀城市議会定例会」が開催され、教育委員会関係議案は、本日臨時代理事務報告をいたします「令和７年度多賀城市一般会計補正予算（第４号）及び（第５号）」並びに第１０回定例会で決定いただいた「指定管理者の指定について（社会体育施設に関すること、文化センターに関すること）」の合計４件で、原案のとおり可決されました。一般質問は、１２月１２日と１５日の２日間で行われ、教育委員会関係は６名から８件の質問がありました。なお、質問内容及び回答要旨は別紙のとおりです。

市内の小中学校では、１２月２４日から１月７日までの冬休みに入る予定です。

続いて生涯学習課関係です。

１１月２３日、「クイーンズ駅伝ｉｎ宮城　第４５回全日本実業団対抗女子駅伝競走大会」が開催されました。交通安全指導隊や市民ボランティア１２４名が大会運営を支援する中、市内を駆け抜けるトップランナーに多くの市民が声援を送りました。

１１月３０日、さんみらい多賀城イベントプラザで、多賀城市放課後子ども教室「多賀城市わくわく広場」６校の合同企画で、震災の伝承と関心を高めることを目的として「わくわく防災フェスティバル２０２５～防災脱出ゲーム～」を開催し、わくわく広場登録児童と中学生ボランティア、わくわく広場スタッフなど１３５名が参加しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、２ページから５ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

１１月２９日、史遊館にて「大人のための紫草（むらさき）染め」を開催し、１８名が参加しました。

令和７年１２月２３日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第４　議　事

臨時代理事務　　臨時代理の報告について（指定管理者の指定について

報告第１９号　　（多賀城市社会体育施設等））

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第１９号「臨時代理の報告について（指定管理者の指定について（多賀城市社会体育施設等）

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは、説明させていただきます。８ページと９ページをお願いします。

本案は、教育長に対する事務委任等規則第３条の規定に基づき、多賀城市社会体育施設等に係る指定管理者の指定について臨時に代理したので、同規則第６条第４号の規定により報告するものです。

報告内容は、多賀城市社会体育施設等に係る指定管理者の指定に関する市議会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、市長から意見を求められたもので、異議のない旨を回答したものであります。

１０ページをご覧ください。指定管理者の指定について説明いたします。

１に記載の７つの社会体育施設等が「指定管理者に管理を行わせる公の施設」になります。

２の「指定管理者となる団体」は、特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブです。

３の「指定の期間」は、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日までとするものです。

１１ページから３１ページまでの議案資料につきましては、１０月２９日開催の第１０回教育委員会定例会において説明させていただいた議案第２８号関係資料と同様の内容となっておりますので、説明は概要のみとさせていただきます。

１１ページをお願いします。

５月３０日に指定管理者評価委員会を開催し、１４ページにあるように３４６点の良という結果を得て、７月２３日の第７回教育委員会定例会において候補者の選定を非公募により選定することを決定していただきました。

その後、９月１日に指定管理者選定委員会を開催し、２０ページにあるように３４９点の良という結果を得て、１２ページの１０月２９日の第１０回教育委員会定例会において指定管理者の候補者とすることを決定していただきました。

今後のスケジュールですが、３１ページをお願いします。

２月に基本協定書、３月に年度協定書を締結し、４月からは、第６期指定管理期

間のスタートとなります。

以上で説明を終了させていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第１９号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第１９号について承認します。

臨時代理事務報告第２０号　　臨時代理の報告について（指定管理者の指定について（多賀城市文化センター））

教育長

次に、臨時代理事務報告第２０号「臨時代理の報告について（指定管理者の指定について（多賀城市文化センター）

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

文化センターの指定管理の指定について説明します。３６ページをご覧ください。

指定管理者の指定について説明いたします。

１に記載の文化センターが「指定管理者に管理を行わせる公の施設」となります。

２の「指定管理者となる団体」は、ＪＭ共同事業体で代表団体が「株式会社ＪＴＢコミュニケーションデザイン」、構成団体は「三菱電機ビルソリューションズ株式会社」です。

３の「指定の期間」は、令和８年４月１日から令和１８年３月３１日までとするものです。

３７ページから５９ページまでの議案資料につきましては、１０月２３日開催の第１０回教育委員会定例会において説明させていただいた議案第２９号関係資料と同様の内容となっておりますので、説明は概要のみとさせていただきます。

３７ページをお願いします。

６月３日に指定管理者評価委員会を開催し、４０ページにあるように３２７点の可という結果を得て、7月２３日の第7回教育委員会定例会において候補者の選定を公募により選定することを決定していただきました。

その後、１０月１０日に指定管理者選定委員会を開催し、４６ページにあるようにＪＭ共同事業体が４７９点の優という結果を得て、１０月２９日の第１０回教育委員会定例会において指定管理者の候補者とすることを決定していただきました。

今後のスケジュールですが、５９ページをお願いします。

２月に基本協定書、３月に年度協定書を締結し、４月からは、第４期指定管理期間のスタートとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。髙田委員。

髙田委員

指定の期間、１０年間毎年モニタリングをするというお話ですが。そのモニタリングは主に施設管理者が主になると思いますが、指定事業の取り組み状況やそういったところを評価する、あるいは確認する手段はありますか。

生涯学習課長

指定管理でお願いしている業務の中には、ソフト面もハード面もあり、両方についてモニタリングは現在年２回実施しています。ただやはりそれだけでは足りないだろうということと、先ほどの説明にもありましたが、評価委員会では「可」だったものの、選定委員会では「優」だったということで、実績に対してはそれほど高くはなかったのですが、未来の提案に対してはすごく評価が良かったということで、この未来に対しての評価を、確実に実施していただきたいという思いがあるので、そこのモニタリングや外部の人に評価してもらう見てもらうということは大切なのだろうと思っています。今、そこを検討中でした。

「優」のまま１０年間いけるようなことは考えていきたいと思います。

髙田委員

５６ページ，５７ページに、今後１０年間で行う文化芸術の振興をたくさん盛り込んでいただいていますが，果たして達成できるのか、そして人材育成の部分では、マネジメントと職員体制を拝見すると、この人材育成を担う担当者はどの職員になるのかが気になりました。これまでホール関係の主催事業や貸館業務に力をいれてきた実績があるかと思います。その中には市民共同のミュージカルなどもあります。人材育成については、おそらく大河原町のえずこホール等の事例を参考にしている

のではないかともおもいますが、計画書の文言からは本当に実態に基づいて計画しているのか疑問を感じました。提示いただいた計画が実現できるよう見守っていけるとよいかと思ったところです。

生涯学習課長

我々も同じ思いです。提案が非常に良くても、実際にそれが実現できるかどうかがこれからの課題になってくると思います。提案がそのまま実現できるような環境を私たちも注視し、応援したいと思っているので、ここに書かれていることが全て実現できて １０年後に「優」という評価が出るようなそんな指定管理にしてもらえればなと思います。

髙田委員

ありがとうございます。

教育長

ほかにございましたら、お願いいたします。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第２０号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第２０号について承認します。

臨時代理事務報告第２１号　臨時代理の報告について（令和７年度多賀城市一般会計補正予算（第４号））

教育長

次に、臨時代理事務報告第２１号「臨時代理の報告について（令和７年度一般会計補正予算（第４号））」、関連がありますので、臨時代理事務報告第２２号「臨時代理の報告について（令和７年度多賀城市一般会計補正予算（第５号））」を併せて議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

それでは、臨時代理事務報告第２１号、第２２号についてご説明します。６３ページをお願いします。

令和７年１１月２８日付けで、地方教育行政の組織および運営に関する法律第２９条の規定に基づき、市長から第４回定例会に提出する議案の作成にあたり意見を求められ、臨時により回答したものについて報告をするものです。６２ページの臨時代理事書をご覧ください。これは令和７年度多賀城市一般会計補正予算第（第４号）に対する意見について、異議がない旨を回答しています。

続きまして、６７ページをお願いします。こちらにつきましても、同様に地方教育行政の組織および組織および運営に関する法律第２９条の規定により、市長から意見を求められ、６６ページのとおり、令和７年度多賀城市一般会計補正予算（第５号）に対する意見件について、意義のない旨を回答しています。

それでは、別紙の臨時代理事務報告第２１号関係資料の２ページをお開きください。補正予算額は、教育委員会にかかる分につきましては、太枠内の一番上段に２，７２９万５千円の増額の予算計上となっています。内容につきまして、それぞれ担当課からご説明します。

ではまず始めに８ページをお願いします。

１０款２項１目、小学校管理費で７７２万５千円の増額を補正するものです。このうち右側の説明欄1、学校施設維持管理事業小学校で４１２万８千円の増額ですが、１０節の需要費の２８３万８千円の増額は各小学校で児童が使用している机・椅子について、経年劣化により交換が必要となったため、新たに机２００台、椅子２００脚を購入するものです。続いて１７節の備品購入費１２９万円の増額は来年度特別支援教室に入学する児童の特性に合わせた備品を購入するものです。続きまして、説明欄２、学校環境整備事業小学校の３５４万４千円の増額は、１２節の委託料で来年度、多賀城八幡小学校において特別支援教室の増設に伴い、エアコン設置費用を計上するものです。続きまして、説明欄の３、４、５、６、それぞれ多賀城東小、山王小、城南小、多賀城八幡小で増額につきましては、来年度、特別支援教室に入学または入級する児童の特性に合わせた消耗品を購入するものです。

続きまして、下の段の３項１目、中学校管理費で１，４６７万１千円の増額を補正するものです。うち説明欄 1 学校施設維持管理事業中学校９３２万２千円の増額ですが、１０節の需要費１７７万４千円は、各中学校で生徒が使用している机椅子について、経年劣化により効果が必要となったため、新たに机１２５台、椅子１２５客を購入するものです。次に、１２節委託料の６９５万７千円の増額は、多賀城中学校、第二中学校、高崎中学校のテニスコートの整備に要する費用を計上するものです。次に、１７節の備品購入費の５９万１千円の増額は、来年度、特別支援教室に入学する生徒の特性に合わせた備品を購入するものです。

続きまして、説明欄2、学校環境整備事業中学校の５１１万５千円の増額は１２節の委託費で、多賀城中学校に新設した特別教室へのエアコン設置と、東豊中学校

のサポートルームに設置しているエアコンの交換費用を計上するものです。

続きまして、説明欄３、学校施設維持管理事業中学校、第二中学校の２３万４千円の増額は、来年度、特別支援教室に入学する生徒の特性に合わせた消耗費を購入するものです。次のページをお願いします。

生涯学習課長

次に、４項２目社会教育振興費で１５０万円の増額補正をするものです。説明欄１生涯学習活動費補助事業は、市民や市内の団体が行う生涯学習活動に要する経費を補助するもので、全国大会等に出場することに伴う申請件数が増加していることから、当初予定していた補助交付額を上回ることが見込まれるため、増額するものです。

次に、３目公民館費で１３１万５千円を減額補正するものです。

説明欄１山王地区公民館管理運営事業、１２節の清掃業務委託料の減額は、事業費が確定したことに伴い減額するものです。

文化財課長

次に、９ページの６目埋蔵文化財調査センター費で７万円の増額補正をするものです。右側１０ページに移りまして、説明欄、埋蔵文化財調査センター費のうち１出土品等整備保存事業の１７万円の増額は、１２節の産業廃棄物処理業務委託料で１０万円の増額と１５節の原材料費で７万円の増額を合わせたものです。これは、木製品の保存処理に要する薬剤処分費及び薬剤購入に係る経費を増額するものです。続きまして、その下の説明欄２、埋蔵文化財調査事業補助で１０万円の減額補正をするものです。これは、発掘調査の実績等により、会計年度任用職員の通勤手当について、８節の旅費で１７万円の減額、１２節の測量業務委託料で３万円の減額、１５節の原材料費、埋め戻し用砂代で３万２千円を減額するものです。

次長

続きまして、３ページ、４ページをお願いします。こちらは務負担軽減の設定です。市役所の予算は、単年度で見ることになっていますが、新年度の４月１日から様々な業務を開始するものであるため、事前に契約を結ぶ都合上、債務負担行為の設定という形を取らせていただき、議会の承認のもとに手続きをすることがありまして、毎年この時期に計上しています。

主なものについてご説明します。１ページのＩＣＴ支援員業務委託、、各小中学校ですが、これは令和７年度に引き続き、各小中学校にＩＣＴ支援員を配置するもので令和８年度当初から業務をスタートさせるにあたり、あらかじめ令和７年度中に

契約準備を進めるため、まず限度額を小学校で６，５５９万６千円、中学校で４，３７３万３千円とする債務負担行為を設定するものです。

次に、各小中学校の地域おこし協力隊運営業務です。これは既存のＩＣＴ支援員と協力しながら、教職員のＩＣＴ活用能力、指導力向上と児童生徒の情報活用能力向上など、教育ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）といった次元に高めていきます。例えば、単に授業でパソコンやタブレットを使うといったところからデジタルで子どもたち一人ひとりにあった学びを提供するといったところに持っていくため、地域おこし協力隊を活用するもので、令和８年度当初から業務をスタートさせるにあたり、あらかじめ令和７年度中に契約準備を進めるため、限度額を小学校で１億６５１万８千円、中学校で７，１０１万３千円とする５年間の債務負担行為を設定するものです。

４ページをお願いします。次に文化センター指定管理業務ですが、これは文化センターの指定管理業務で、令和８年度から令和１７年度までの１０年間で限度額を１７億４１８万９千円とする債務負担行為を設定するものです。

次に、社会体育施設等指定管理業務ですが、これは社会体育施設等の指定管理業務で、令和８年度から令和１２年度までの５年間で限度額を７億４，５０３万円とする債務負担行為を設定するものです。

臨時代事務報告第２１号関係につきましては以上です。

続きまして、臨時代事務報告第２２号関係についてご説明しますので、関係資料をご用意ください。

臨時代理事務報告第２２号関係資料の６ページ、７ページをお願いいたします

今回提出していますのは、令和７年の人事院勧告に基づく本市の常勤職員及び会計年度人件職員の給与等の増額補正の内容です。国家公務員の給与制度に準拠する形をとっていますので、国の法律改正に合わせて補正予算を計上するものです。

教育委員会の補正額につきましては、６ページの資格込み補正額のところにありますとおり、３，６５３万４千円を増額するものです。

８ページ、９ページをご覧ください。教育総務課関係の職員人件費、それから会計年度任用職員の報酬改定分です。

１０ページ、１１ページをお願いします。１０ページ上段は、教育総務課関係です。以降は、生涯学習課から山王地区公民館、文化財課です。

１２ページ、１３ページをお願いします。埋蔵文化財調査センターにかかるものまた、保健体育費ということで、生涯学習課関係の職員、学校給食管理費ということで、給食センターの職員の人事院勧告に伴う増額等について計上していきます。臨時代理事務報告第２２号の説明につきましては、以上です。

教育長

それでは、一般会計補正予算第４号と一般会計補正予算第５号を一括して質疑します。ただいまの説明について質疑はありませんか。小野委員。

小野委員

補正予算第４号の資料３ページにあった「地域おこし協力隊運営業務委託」のころで説明していただいたのですが、具体的に教えてください。

次長

はい、現在ＩＣＴ支援員と呼ばれる有資格者の方々が、各小中学校に１日６時間の月３回程度、各学校に入ってＩＣＴ関係の支援をしています。各学校からは、機器の操作の仕方の質問を脱して、授業での積極的活用のフェーズに移ってきているもののＩＣＴ支援員が不足している状況です。財源も限られている中で、地域おこし協力隊制度を使って地方への移住を促し、その方々に学校現場に入っていただき、既存のＩＣＴ支援員と一緒に学校の先生方のサポートを行っていただくことを想定しています。

こちらにつきましては、特別交付税という特定の財源が付きますので、市の持ち出しがない形で任用できるというものです。令和８年度には、新たに小中学校の合計で３名を任用しまして、令和９年度には６名、令和１０年度には９名と３年ごとの任期なので、３、３、３と増やして、令和１１年度は最初の人たちが減少して６名、令和１２年度には３名、令和１３年度からは、各学校でＩＣＴ支援員がいなくても、様々な情報共有システムなどをその間構築して、自走できるような体制を組むことを計画しています。

ただ、そうは申し上げましても、現在、ＩＣＴ人材と申しますか、有資格者が来ていただくということはなかなかそうならない場合がありますので、しっかりと研修をしながら４月になりましたら、募集、採用、それからお試し、それからインターンシップを経て、実際に学校に入っていくのは１０月ぐらいからの予定です。そのあたりの研修業務なども、この運営業委託の中で行っていく予定です。

小野委員

ありがとうございます。もう一つ伺います。その研修などは、ある程度体制ができているものなのでしょうか。

次長

研修につきましては、この運営業務委託のほかに、別の総務省の地域活性化企業

人制度があり、中央から地方に様々な研修や人材育成を担っていただけるような専門家を派遣していただく制度があります。そうした制度を活用して、協力隊の方が一人立ちしてやっていけるような研修にしていきたいと考えています。

小野委員

いい人が一人でも多く来ていただけるといいなと思います。こういうことに地域おこし協力隊を活用できるということを知りませんでした。よくぞ事務局の方で制度を利用していただいたなと思います。国からの交付税でできるのですよね。

本当のことを言うと、もっと続けてほしいというのが私の希望なのですが、まずはこの５年間でということですね。ありがとうございます。

髙田委員

適性のある人が応募してくれるといいですね。結構地域おこし協力隊はいろいろな課題を抱えていて、それを達成しない人材もいますが、人がいないからやむを得ないからお願いするといったことも現状にあるので、やはりちゃんとしたところに情報、この求めている人材を育てている現場に、その情報が行き届いて、ちゃんとニーズと合うと、本当に素晴らしいですね。

次長

おっしゃるとおりです。例えば中央でシステムエンジニア等をしていたのですが、Ｕターン・Ｉターンして宮城に行きたいと思っている方々が来ていただけると、現場によりフィットするかなという思いもあります。

あるいは、そうしたスキルはなくとも、このネクストギガが始まる中で、教育ＤＸにコミットしていきたいと熱意を持った方が入っていただけることを想定しています。また、地域おこし協力隊につきましては３年間の任期ですので、終わった後はできればこのエリアに住んでいただき、何がしらの起業等をしていただくということを国も目指しているところですので、例えば現在第二中学校にあるようなスティームラボのようなものを、単なる塾や教室ではないような形で地域の方と連携してやっていけるような拠点をこのエリアに開業してもらえるようなところまで行くとよいと思います。そういったところは期待しています。

小野委員

将来のことも考えて採用していただけるのだということも分かりました。業務委託するということですが、どうぞよろしくお願いします。業務委託できる会社は何社もあるということですか。

次長

地域おこし協力隊は県内でも様々な自治体で実施しています。こうしたことを請け負う事業者は何社かあります。そのため、１月にプロポーザルを行った上で、しかるべき事業者を選定したいと考えています。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第２１号及び第２２号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第２１号及び第２２号について承認します。

議案第３１号　令和７年度多賀城市教育功績者等表彰について

教育長

次に、議案第３１号「令和７年度多賀城市教育功績者等表彰について」を議題といたします。内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

それでは、議案第３１号について、御説明いたします。

議案資料の６９ページをお願いいたします。議案第３１号「令和７年度多賀城市教育功績者等表彰について」、別紙のとおり決定するというものです。

議案第３１号関係資料と題したＡ３版横長の資料を御覧願います。

１ページは、推薦候補者の総括表で、次ページ以降は、推薦候補者の調書となります。

それでは、１ページを御覧ください。今年度の推薦候補者数ですが、資料の中ほどの内申された人数の列にありますとおり、合計で６４件、内訳としましては、個人が５９名、団体が５件となります。候補区分で申し上げますと、学校教育振興（個人）で１名、社会教育振興（個人）が６名、社会体育振興（個人）が４名、児童生徒の

顕彰で、個人が５０名、団体で３件となります。

推薦に当たり、根拠といたしましては、「多賀城市教育委員会表彰規則」の規定により、「教育、文化、体育・スポーツの向上発展に寄与した方々」に対し、表彰するものでございます。

なお、本日、お手元に「多賀城市教育委員会表彰規則」と「多賀城市教育委員会表彰候補者選考基準」のＡ３判資料をお配りしておりますので、その概要を御説明いたします。

まず、左側の表彰規則でございますが、第１条は、規則の趣旨として、「本市の教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に寄与した者に対し、多賀城市教育委員会が行う表彰に関して」定めることとしております。

第２条は、表彰の種類ですが、教育功績者表彰と児童生徒顕彰の二つになります。

第３条は、この項目に該当する方を表彰するという内容になります。

第１項の第１号は「本市内に所在する団体又は本市内に居住し、若しくは勤務する者で、教育、文化、体育・スポーツ等の向上発展に特に功績があったもの」でございます。

第２号は「教育委員会が任命又は委嘱した各種委員等として１０年以上在任した者で特にその功績が顕著なもの」でございます。

第３号は「前２号に定めるもののほか、表彰に値する業績又は行為のあった者」でございます。

第２項は、児童生徒の顕彰関係を規定したものです。

次に右側の選考基準を御覧ください。

第２条から第４条までに、表彰の選考基準等を規定しております。一つひとつの項目の説明は省略させていただきますが、前段で申し上げました、表彰規則の第３条の規定について、それぞれ基準を定めたものでございます。

それでは功績内容について、各課長等から、順に内容を御説明申し上げます。

次長

２ページを御覧ください。

はじめに、１学校教育振興（個人）ですが、番号１の林栄成さんにつきましては、学校歯科医として、林さんは天真小学校に、長年にわたり学校における環境衛生に従事、疾病の予防措置に尽力されていることによりまして、先ほどの表彰規則第３条第１項第２号の規定に該当すると認められるものでございます。

生涯学習課長

続きまして、２の社会教育振興（個人）になります。

番号１の鈴木きくえさんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会茶席部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に尽力した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第３条第１項第１号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号２の加藤たみ子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会衣装部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に尽力した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第３条第１項第１号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号３の千葉みつ子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の理事等として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第３条第１項第１号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号４の菊地久光さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の行列部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第３条第１項第１号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号５の堀田由美子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の監事及び会計として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第３条第１項第１号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に番号６の伊藤光子さんですが、史都多賀城万葉まつり実行委員会の事業所部会長として、多年にわたり、会員の模範となり活動すると共に、地域における社会教育活動の推進役として、本市の発展に寄与した功績によりまして、多賀城市教育員会表彰規則第３条第１項第１号の規定に該当すると認められるものでございます。

次に３の社会体育振興（個人）になります。

番号１の阿部福次さん、項番２の齋藤繁夫さん、項番３の永田秀隆さん、項番４の青島大輔さんですが、多賀城市スポーツ推進審議会委員として、多年にわたり本市のスポーツ行政について貴重な御意見を頂戴し、本審議会においては委員として積極的に関わっていただいており、本市のスポーツ行政に果たした功績により

まして、多賀城市教育員会表彰規則第３条第１項第１号の規定に該当すると認められるものでございます。

学校教育監

続きまして、４ページから８ページを御覧ください。

４児童・生徒の表彰（個人）及び５児童・生徒の表彰（団体）でございます。

番号１から番号４８までの３５名の児童、生徒につきましては、空手や卓球、水泳、サッカー、野球などの体育活動や習字、など文化活動において、表彰規則第３条第２項に規定する「他の模範とするに足る行為があった児童生徒」であると認められ、校長の内申をいただき推薦するものでございます。

また、６ページの番号１から番号５までの団体につきましては、それぞれ、小学生の所属するチームや中学校の部活動における大会において顕著な成績を残したことから、校長の内申をいただき推薦するものでございます。

議案第３１号の説明は、以上でございます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。小野委員。

小野委員

８ページのナンバー１のエンジェルスマイル多賀城、まだ調書が届いていない多賀城小学校の団体は何の競技ですか。

次長

バレーボールです。

小野委員

バレーボールですか。分かりました、ありがとうございます。

鈴木主査

エンジェルスマイル多賀城さんですが、令和５年度のときも表彰を受けています。こちらの多賀城小学校を拠点とし、活動されているサークルで、ほぼ多くの生徒さん、多賀城小学校の児童が入って活躍されています。昨日、多賀城小学校の教頭先生から東北大会で準優勝を飾ったというお知らせをいただきました。調書などについてこれからいただくということになりました。

教育長

ほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。議案第３１号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第３１号について、承認します。

日程第５　その他

教育長

次に、日程第５その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。事務局からありますか。学校教育監。

学校教育監

お手元に「業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」という資料を配布しておりますので、ご覧ください。

給特法等の一部改正に伴い、各市町村教育委員会において、今年度中の策定が必要となる「業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」について、御説明いたします。

本計画は、１月の総合教育会議での議論や校長会等での意見を踏まえ、２月の教育委員会で原案を提出する予定で、今回の資料は、そのたたき台となるものであることを御了承ください。

資料３ページを御覧ください。まず本計画の趣旨ですが、教育職員の業務量を適切に管理し、健康を確保することで、持続可能で質の高い教育環境を整備することを目的としています。働き方改革は、子供たち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすためにも不可欠であり、教育の質と職場環境の両立を図るものです。

現状として、本市では勤務時間の上限方針に基づき取組を進めてきましたが、令和６年度の主幹教諭を含む教諭の時間外在校等時間は、小学校で月平均２６．３時間、中学校で４８．２時間となっており、特に中学校で負担が大きい状況です。また、年休取得やストレスチェックの実施体制など、健康確保の面でも改善が必要です。朱文字の部分は、これから的確な現状を把握するため調査する内容です。

資料４ページを御覧ください。こうした状況を踏まえ、本計画では、時間外在校等時間の縮減や年休取得の促進、働きがいの向上などの目標を設定し、令和８年度から１０年度までの３年間で取り組みを進めます。

資料５ページを御覧ください。主な施策としては、チーム担任制の推進や教科等指導員制度の導入などの組織体制の強化、医師面談や相談窓口の周知、定時退校日の設定など健康確保の取組を進めます。

資料６ページを御覧ください。文部科学省から、平成３１年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る３分類」に基づき、学校以外が担うべき業務の整理、教師以外が参画すべき業務の移行、ＩＣＴ活用による事務負担軽減など、業務の見直しを進めます。

さらに、授業時数や諸活動の見直し、校務ＤＸの推進、文書削減、研修のオンライン化など、学校現場での具体的な改善策も盛り込んでいます。

資料８ページを御覧ください。太文字の５「関連する取組、今後のフォローアップについて」の（１）に記載しておりますが、今後は、在校等時間の状況を毎年度、多賀城市のＨＰで公表し、教育委員会や総合教育会議で報告するとともに、必要に応じて学校への支援・指導を行います。また、保護者や地域への理解促進にも取り組み、学校全体で働き方改革を進めていきます。

以上が本計画（案）の概要です。本日はたたき台として説明し、いただいた御意見を踏まえて原案を作成してまいります。以上で説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。小野委員。

小野委員

６ページ業務の見直しのところの、①ハの学校徴収金の徴収・管理の部分ですが、令和９年度から学校徴収金システムの導入により、教育職員が現金を取り扱わない仕組みを構築するということは、もう準備できているのでしょうか。

次長

現在、各学校に導入している校務支援システムには、学校徴収金のシステムは入っていないのですが、今度、ＮＥＸＴ ＧＩＧＡの端末を教職員、それから児童生徒と新しくするのに合わせまして、校務支援システムも令和９年度から新しくする予定で、この学校徴収金のシステムも付いているような、校務支援システムを導入

することを検討しているところです。

小野委員

ぜひ実現してください。１月の会議でまたお聞きします。

教育長

ほかにございますか。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和７年第１２回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後６時５０分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査　鈴木　浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和８年１月２３日

多賀城市教育委員会

教育長

委　員

委　員